

本町地域の要求 (抜粋)

1. 羽田空港新飛行ルート下の本町1丁目のテニスコートに氷塊が落下したことで、住民から改めていのちが脅かされていると怒りの声が上がっている。騒音や落下物など、平穏な日常生活を著しく侵害している羽田空港新飛行ルートの撤回を国に求めること。
 2. 本町区民会館と区が取得した隣接地の今後のあり方については、計画を決める前に住民アンケートを実施するなど、広く住民の声を聞くこと。当面は、幡ヶ谷社会教育館の代替施設としての活用も検討すること。
 4. 本町2丁目と4丁目の境の区道は、本町学園第2グラウンド跡地複合施設の工事車両も増えており、本町学園の下校時に子どもが飛び出すなど危険なので、学童擁護を増員するなど安全対策を強化すること。
 5. 本町地域での民泊営業は禁止すること。
 10. 本町4丁目18番と19番の間の区道と22番と49番の間の区道から方南通りに入る車両については、時間帯の制限なく「右折可」にするよう東京都と警察に要請すること。
 11. 本町4丁目45番前の交差点は、中野方面からの通行者からの見通しが悪く危険なので、カーブミラーを設置すること。
- (※防災関係の要求12~19は省略)
20. 本町地域に、子どもがボール遊びができる公園をつくること。
 21. 本町4丁目「新橋」周辺の浸水を防ぐための工事と路面の整備をすること。特に、ゲリラ豪雨時の浸水の原因といわれている排水口を改善するなど、水害対策を強化すること。
 22. 本町中町会事務所は、老朽化が進んでいるので、区有地を提供するなど更新できるように支援すること。
 23. 本町4丁目52番と53番の間の私道は、凸凹が激しく危険なので、対策を講じること。
 24. 本町5丁目地域に住民の自主管理施設を設置すること。
 25. 本町5丁目幡ヶ谷保育園前の区道と遊歩道の交差点の東南角に、通園児の安全確保のためカーブミラーを設置すること。
 27. 大江戸線西新宿五丁目駅周辺の渋谷区内に駐輪場を設置すること。
 28. 本町地域に高齢者、障がい者のグループホーム、グループリビングを設置すること。
 29. 本町5丁目20番地と27番地の間の区道は、地盤沈下が起きており、地震の時に液状化が発生するのではないかと不安が広がっている。区として調査して、対策を講じ、住民に知らせること。
 30. 電動キックボード等の規制が緩和されたため、交通違反や危険運転が横行し、事故も起きている。住民にとって危険であり、不安が広がっている。国に対して規制を強化するよう求めるとともに、警察に取締りを強化するよう求めること。区としても、事業者や所有者に対して法令順守と安全運転を啓発すること。

幡ヶ谷2、3丁目地域の要求 (抜粋)

1. 幡ヶ谷社会教育館は、社会教育活動の重要な拠点である。コミュニティセンターに変えることは、住民から社会教育活動の場を奪うことで許されない。建て替え中も代替施設を整備するなど、幡ヶ谷社会教育館を存続すること。
2. 幡ヶ谷社会教育館と都営幡ヶ谷原町住宅の一体整備については、「賑わいの創出」の押し付けでなく、アンケートや説明会を実施するなど住民の声を広く聞き、高齢者や障がい者、若者・ファミリー世帯向け区営住宅など、区民福祉の増進のための施設にすること。
3. 幡ヶ谷、本町、笹塚界隈は、落ち着いた住宅街である。「水道道路沿道まちづくり」については、「賑わいの創出」優先でなく、住環境を守ることを最優先に、アンケートなどを実施し住民の声をよく聞くこと。
4. 幡ヶ谷2丁目オリンパス跡地については、三井不動産が取得したが、高層の再開発ビルを建設するといわれており、住民から静穏な環境が悪化し、日照権も影響があると不安の声が上がっている。再開発ビルの建設もそのための都市計画の変更も認めないこと。
この計画に伴って、7号通り公園を三井不動産の用地と交換するという話も出ているが、住民から反対の声が上がっている。7号通り公園は、現状のまま存続するとともに、三井不動産の用地の西側区道を拡幅するよう三井不動産に求めること。
5. 幡ヶ谷2丁目の水道路沿いの都営住宅は、耐震化のための建替え計画が進められている。東京都に対して、1年以上前からすべての都営住宅の住民はもちろん、地域住民に対しても計画の全体像の説明をおこなうとともに、転居先など住民の要望に誠意をもって応えること。
7. 幡ヶ谷3丁目と本町6丁目の6号坂商店街の舗装は、頻繁に凸凹になり高齢者などの転倒の原因となっている。定期的に点検し、安全を確保すること。
8. 幡ヶ谷2丁目の7号通り公園内のトイレは、個室トイレが男女兼用であり、しかも入口が道路の反対側にあることから、危険で特に女性や子どもは使いづらいので、女性や子どもが安心して利用できるよう区が責任をもって整備すること。
11. 区が指定した木造密集地域で、公道に面していない老朽家屋については、既存不適格物件であっても耐震補強工事助成制度の対象となることを周知するとともに、所有者と個別に耐震対策について相談すること。また、木造住宅耐震補強工事助成制度の助成額を引き上げること。さらに、耐火被覆工事についても助成すること。
20. 幡ヶ谷駅の改札から甲州街道幡ヶ谷2丁目側地上に出るためのエスカレーターとエレベーターを設置するよう京王電鉄に要請すること。
21. 幡ヶ谷駅に、ホームドアを設置すること。その際、人員削減をしないよう京王電鉄に要請すること。北側入口のガラス壁は、頻繁に清掃すること。
28. 幡ヶ谷駅前交番は移転によって、わかりにくく不便な場所になったため、駅付近に戻すよう代々木警察署に申し入れること。